

G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合実行委員会 設立趣意書(案)

札幌市では、2023 年G7閣僚会合にかかる誘致活動をしていたところですが、G7気候・エネルギー・環境大臣会合が 2023 年4月 15 日～16 日に札幌市で開催されることになりました。

札幌市は、2008 年に「環境首都・札幌」を宣言して以降、持続可能な社会を目指す国際的な目標であるSDGsや、近年の脱炭素化の動きに対し、意欲的に取り組んできた点が評価され、開催都市に選ばれたものと考えます。

本会合の開催は、北海道・札幌市にとって、環境施策やSDGsの取組を国内外に発信するとともに、道民・市民や企業の環境に対する意識向上を図ることにより、持続可能な社会の実現に向けた取組を加速させるという大きな意義を有しています。

また、世界中から注目が集まる重要な国際会議を札幌で開催することにより、国際都市としての知名度向上や、北海道の食文化や観光資源などの魅力を発信する絶好の機会でもあります。

このため、幅広い分野から多くの関係者の参画を得て、万全の態勢で会合開催に向けた準備を進め、会合を成功に導くため、「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合実行委員会」を設立します。

G 7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合実行委員会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「G 7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合実行委員会」（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、G 7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合（以下「大臣会合」という。）の成功に向け、官民一体となった受入体制を確立し、支援・協力をを行うとともに、関連する事業を通じ、札幌市及び北海道の活性化に資することを目的とする。

（事業）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） 大臣会合開催に対する支援、協力及び受入れに関する事
- （2） 大臣会合に関連した広報・啓発などに関する事
- （3） 大臣会合関連事業の企画及び実施に関する事
- （4） 関係団体及び機関との連絡調整などに関する事
- （5） 札幌市及び北海道に関する情報発信に関する事
- （6） その他目的を達成するために必要な事業に関する事

（構成）

第 4 条 実行委員会は、別表 1 に掲げる構成員をもって構成する。

（役員）

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- （1） 会 長 1 名
- （2） 副会長 1 名
- （3） 監 事 2 名
 - 2 会長は、札幌市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、北海道商工会議所連合会・札幌商工会議所会頭をもって充てる。
 - 4 監事は、北洋銀行公務金融部長、北海道銀行地域創生部長をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(顧問及びその職務)

第7条 実行委員会に顧問を置く。

- 2 顧問は、北海道知事をもって充てる。
- 3 顧問は、実行委員会に出席し、その運営に関し意見を述べ、また助言を行う。

(参加及びその職務)

第8条 実行委員会に参加を置く。

- 2 参加は、北海道議会議長、札幌市議会議長及び北海道大学総長をもって充てる。
- 3 参加は、会長の求めにより、実行委員会に出席し意見を述べることが出来る。

(任期)

第9条 役員、顧問及び参加の任期は、選出の日から実行委員会が解散するまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員等に就任した者が、その属する団体において就任したときの役職を離れたときは、当該役員等の任期は当該役職にあった日までとする。
- 3 前項の規定により役員等が欠けたときは、前任者の属していた団体において当該者の後任となった者が役員等に就任するものとする。

(総会)

第10条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 実行委員会の規約の制定及び改廃に関する事
 - (2) 事業計画及び予算に関する事
 - (3) 決算に関する事
 - (4) その他第2条の目的の達成に必要と認められる事

- 3 総会の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 委員が出席できないときは、当該委員が指名する者がその職務を代理することができる。
- 5 総会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 会長は、総会の開会が困難な場合は、書面によって総会の議決に代えることができる。

(幹事会)

第11条 実行委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、実行委員会の事業に関して、必要な事項を協議する。
- 3 幹事会は、別表2の幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、札幌市経済観光局観光・MICE担当局長をもって充て、幹事会を招集し、会務を総括する。
- 5 幹事会の議案は、出席幹事の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。
- 6 幹事が出席できないときは、当該幹事が指名する者がその職務を代理することができる。
- 7 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者の出席を求めることができる。
- 8 幹事長は、幹事会の開会が困難な場合は、書面によって幹事会の議決に代えることができる。

(部会)

第12条 会長は、実行委員会の目的達成のために必要があると認められるときは、部会を設置することができる。

- 2 部会長は、会長が指名し、部会の会務を総括する。
- 3 部会のメンバーは、部会長が選任する。

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会の権限に属する事項で、軽易なもの、又は総会を招集するいとまがないときには、その議決すべき事項を専決処分することができる。

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、札幌市経済観光局に事務局を置く。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第15条 実行委員会の各事業年度の経費は、その事業年度の負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の事業年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わる。ただし、令和4年度については、実行委員会が設置された日に始まることとし、終了年度は実行委員会が解散した日をもって終了する。

3 前2項に定めるもののほか、実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第16条 実行委員会は、事業の目的を達成したとき解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会議決を経て処分する。

(補足)

第17条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和4年12月1日から施行する。

(別表1)

○構成員

・顧問

	所属・職名	備考
顧問	北海道知事	

・委員

	所属・職名	備考
委員	札幌市長	会長
委員	北海道商工会議所連合会・札幌商工会議所会頭	副会長
委員	札幌市副市長	
委員	北海道副知事	
委員	北海道経済連合会会長	
委員	北海道経済同友会代表幹事	
委員	ゼロカーボン北海道推進協議会座長	
委員	札幌国際プラザ理事長	
委員	札幌エネルギー供給公社代表取締役	
委員	北海道熱供給公社代表取締役	
委員	北海道観光振興機構会長	
委員	札幌観光協会会長	
委員	札幌市内ホテル連絡協議会代表幹事	
委員	北海道エアポート株式会社代表取締役社長	
委員	北海道旅客鉄道株式会社代表取締役会長	
委員	札幌駅前通まちづくり株式会社代表取締役社長	
委員	札幌大通まちづくり株式会社代表取締役社長	
委員	株式会社札幌都市開発公社代表取締役社長	

・監事

	所属・職名	備考
監事	北洋銀行公務金融部執行役員部長	
監事	北海道銀行地域創生部部長	

・参与

	所属・職名	備考
参与	北海道議会議長	
参与	札幌市議会議長	
参与	北海道大学総長	

(別表2)

詳細については調整中

○幹事

幹事長	札幌市経済観光局観光・MICE担当局長
幹事	北海道
幹事	札幌商工会議所
幹事	北海道経済連合会
幹事	北海道経済同友会
幹事	ゼロカーボン北海道推進協議会
幹事	札幌国際プラザ
幹事	札幌エネルギー供給公社
幹事	北海道熱供給公社
幹事	北海道観光振興機構
幹事	札幌観光協会
幹事	札幌市内ホテル連絡協議会
幹事	北海道エアポート株式会社
幹事	北海道旅客鉄道株式会社
幹事	札幌駅前通まちづくり株式会社
幹事	札幌大通まちづくり株式会社
幹事	株式会社札幌都市開発公社

事業計画（案）及び収支予算（案）について

I 事業計画（案）

G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合の成功に向け、官民一体となった受入体制を確立し、支援・協力を行うとともに、関連する事業を通じ、札幌市及び北海道の魅力を発信する。

1 機運醸成

横断幕等の設置、環境イベントの実施、学生環境サミットの開催など

2 おもてなし

地元開催レセプション、歓迎装飾の実施など

3 地域発信プログラム

札幌・北海道の魅力発信（食、観光、文化等）、プレスツアーの実施など

II 収支予算（案）

【収入】 (千円)

札幌市負担金（※）	35,000
北海道負担金（※）	35,000
その他（寄付金等）	30,000
合計	100,000

【支出】 (千円)

機運醸成、おもてなし、 地域発信プロジェクト、事務費	100,000
-------------------------------	---------

※現在、札幌市議会、北海道議会で負担金について審議中につき、事業計画（案）及び収支予算（案）の詳細については、12月19日に開催する実行委員会総会で、あらためてお示しの上、審議、議決を行う予定です。